(入札説明書別冊)

機材仕様書

案件名:コンゴ民主共和国マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　　格　仕向港渡し(CIP-Boma)価格の総額（輸送費・保険料・荷下し料込み）。ただし、輸入通関は相手国の責任と費用負担で行う。

(2)輸送方法　　海送

(3)陸揚港　　コンゴ民主共和国ボマ港　　輸送条件は附属書3「輸送条件書」に示すとおり

(4)船積期限　　平成25年12月31日

(5)梱　　包　　海送梱包　　梱包の仕様は付属書2「梱包条件書」に示すとおり

(6)宛先等

(宛先)　　L’Organisation pour Equipement de Banana Kinshasa(OEBK)

(仕向地)　　Boma

(Consignee)　L’Organisation pour Equipement de Direction General de l’OEBK a Matadi(B.P.143 Matadi) Attention: Mr.Madiata Ndele Buba

(Notify Party) 1. Agence Japonaise de Cooperation International en Republique Democratique du Congo 112, Avenu Pumba, Gombe-Kinshasa, Republic Democratique du Congo Tel: (243)81-556-3530

2. Same as the Consignee

マーキングは、付属書2「梱包条件書」に示す方法により行う。

3 電 源:単相 電圧 (220V) 周波数(50Hz) プラグ形状(B、B3)

三相 電圧 (380V) 周波数 (50Hz) プラグ形状( )

上記以外の場合は付属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

4 銘 板:英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5 検 査:

(1)製品検査 機構の指名する立会検査人が、受注者・メーカー担当者立会いのもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を船積み前に実施する。

(2)検査の判定 上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

6 輸出許可: 受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令、EAR及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布)により報告の上、必要に応じ輸出許可を取得しなければならない。輸出許可申請に必要なプロジェクト情報などは、機構が受注者に必要に応じて提供する。

7 提出資料:

提出資料名		同梱用	機構提出用
カタログ	(仏文又は英文)	1部	不要
取扱説明書	(仏文又は英文)	1部	不要
パーツリスト	(仏文又は英文)	1部	不要
試験成績書	(仏文又は英文)	1部	不要
図面	(仏文又は英文)	1部	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

8　特記事項:

(1)据付技師の派遣

不要

(2)特殊梱包

特になし

(3)その他

納入業者は、納入機材について納品前に放射線量検査を実施し、検査証明書（英文）を提出すること。その結果が先方政府の放射能汚染評価基準である0.2マイクロシーベルト/時を超えている場合、納入業者は除染もしくは機材を交換の上、放射線量検査を再度実施すること。
検査証明書提出部数：英文オリジナル1部、コピー6部
検査証上のShipper名は受注者とする。　輸出品に関する放射線量検査については、下記情報をご参照下さい。
http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/index.html

（検査実施機関例)

日本海事検定協会(http://www.nkkk.or.jp/survey/index.php)

新日本検定協会(http://www.shinken.or.jp/tabid/133/Default.aspx)

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
0	総則	（総則）		
	General	1. 納品者またはﾒｰｶｰは、修理・ﾒﾝﾃﾅﾝｽが必要となった場合に、		
		現地からの要請に基づきｺﾝｺﾞ民主共和国または		
		近隣諸国（ｱﾌﾘｶ域内）におけるﾒｰｶｰの提携代理店／販売店		
		またはﾒｰｶｰ間の業務提携契約先よりｴﾝｼﾞﾆｱを派遣すること。		
		また、契約時にｴﾝｼﾞﾆｱ所属先の連絡先を明示し、かつ、		
		ﾒｰｶｰの代理店/販売店/業務提携先及びｻｰﾋﾞｽ内容についての		
		証明書を提出すること。		
		派遣及び修理費用は、ｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰ（実施機関）の費用負担と		
		なる。		
		ｼｬｰｼと架装部分のｴﾝｼﾞﾆｱを異なる代理店/販売店/業務提携		
		契約先から派遣することも認める。その場合、修理・		
		ﾒﾝﾃﾅﾝｽが滞りなく実施されるよう、必要時には架装ﾒｰｶｰが		
		責任をもって調整すること。		
		2. ｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰ（実施機関）に機材引渡後、12ヶ月間以上の保証		
		期間を設けること。保証期間中に、製品不具合、製品瑕疵		
		に起因する故障が発生した場合、修理費、技師派遣費、		
		代替品納入手配費は、受注者の費用負担となる。		
		3. 各機材の操作表示板は英語もしくは仏語であること。		
		4. 立会検査を指定倉庫以外で実施した場合、受注者は指定倉庫		
		搬入時に問題が無いことを保証する確認証明書を提出する		
		こと。		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
1	ｸﾚｰﾝ付ｶｰｺﾞﾄﾗｯｸ	（仕様）		
	Cargo Truck with Crane	用途：橋梁用ﾜｲﾔｰ、街路灯の点検および修理		
		ｸﾚｰﾝ：ﾄﾗｯｸｴﾝｼﾞﾝPTO方式油圧ｸﾚｰﾝ（ﾏﾆｭｱﾙﾀｲﾌﾟ）		
		空車時最大ｸﾚｰﾝ容量：3.03t x 3.6m以上（4本掛時）		
		最大地上揚程：17.3m程度		
		最大作業半径：15.4m以上		
		空車時定格総荷重（参考／ﾎｲｰﾙﾍﾞｰｽ：5050mm以下の場合）：		
		作業半径4.5m；2.38t以上		
		作業半径5.5m；1.68t以上		
		ﾌﾞｰﾑ：		
		形式；油圧伸縮式5段ﾎﾞｯｸｽﾌﾞｰﾑまたは相当品		
		（2、3段順次／4、5同時伸縮又は相当ﾀｲﾌﾟ）		
		伸縮装置；複動式油圧ｼﾘﾝﾀﾞｰ（2本以上）		
		起伏装置；複動式油圧ｼﾘﾝﾀﾞｰ		
		旋回装置；油圧ﾓｰﾀｰ駆動式		
		旋回用減速装置；ｳｫｰﾑ・平歯車減速式（ﾎﾞｰﾙﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ支持）		
		自動旋回ﾛｯｸ付		
		長さ；4.32m以下～15.69m以上		
		伸長速度；11.37m／29.5s以上		
		ﾌﾞｰﾑ上げ速度；1°以下～78°以上／12s以下		
		旋回角度；360°連続		
		旋回速度；2.5rpm以上		
		巻上装置：		
		形式；油圧ﾓｰﾀｰ駆動式		
		減速装置；平歯車減速式（機械式ﾌﾞﾚｰｷ付）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
1	ｸﾚｰﾝ付ｶｰｺﾞﾄﾗｯｸ	最大牽引力（ｼﾝｸﾞﾙﾗｲﾝ時）；7.7kN（785kgf）以上		
	つづき	牽引速度；76m／min以上（4層時）		
		ﾜｲﾔﾛｰﾌﾟ；形式 － 7×7＋6×WS（26）B種または相当品		
		寸法 － φ8mm x L91m以上		
		切断荷重 － 42.4kN（4320kgf）以上		
		ﾌｯｸ；形式 － 2ﾌﾟｰﾘｰﾀｲﾌﾟ		
		重量 － 30kg程度		
		ﾌｯｸ巻上速度；19m／min以上（4層／4本掛時）		
		ﾌｯｸ格納方式；自動収納またはﾏﾆｭｱﾙ		
		ｱｳﾄﾘｶﾞｰ：形式；手動引出式ﾋﾞｰﾑおよび複動油圧式ｼﾞｬｯｷ		
		張出幅；収納時2.2m以下、中間3m以上、最大3.8m以上		
		ｱｸｾﾙ装置：操作ﾚﾊﾞｰ連動制御および単独制御式		
		操作装置：ﾚﾊﾞｰおよびｺﾝﾄﾛｰﾙﾊﾟﾈﾙ		
		油圧装置：油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ；ｷﾞﾔﾎﾟﾝﾌﾟまたは相当品		
		定格吐出量；60L／min以上		
		作動油ﾀﾝｸ容量；48L程度		
		安全装置：荷重計、荷重指示計、警報装置、		
		巻過防止装置、安全ﾌｯｸ、油圧安全弁、		
		逆止弁を含むこと		
		架装車両：以下の条件を満たす車両であること		
		駆動方式；6×4		
		ｴﾝｼﾞﾝ；水冷ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ		
		最高出力；206kW（280PS）以上		
		変速機；ﾏﾆｭｱﾙ、前進6段以上／後退1段以上		
		ｽﾃｱﾘﾝｸﾞ；左ﾊﾝﾄﾞﾙ（ﾊﾟﾜｰｱｼｽﾄ付）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
1	ｸﾚｰﾝ付ｶｰｺﾞﾄﾗｯｸ	車両総重量（GVM）；25000kg以上		
	つづき	最大積載量；11600kg以上		
		乗車定員；3人程度		
		ﾎｲｰﾙﾍﾞｰｽ；5050mm程度		
		燃料ﾀﾝｸ容量；200L程度		
		PTO；上記能力を満足するﾄﾙｸ／回転数を有すること		
		装備品・付属機器；		
		各架装車両の仕様に準じる		
		（安全ﾍﾞﾙﾄ全席、ﾄﾞｱ／ｻｲﾄﾞﾐﾗｰ、ｴｱｺﾝを含むこと）		
		荷台：形式；あおり付		
		寸法；L6400×W2300×H430mm程度		
		材質；木／ｽﾁｰﾙまたは相当材		
		外寸法：L10200ｘW2500ｘH3700mm以下		
		付属品：ﾕｰｻﾞｰﾏﾆｭｱﾙ（仏語または英文、1部）、		
		ﾊﾟｰﾂｶﾀﾛｸﾞ（英文、1部）、標準工具（1式）、		
		ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ（荷台底部装着済、1個）、		
		架装部・車両部用ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ		
		（車両本体価格の5%程度、1式）		
		（備考）特に指定のない項目についてはｺﾝｺﾞ民主共和国の法規に		
		適合すること		
		参考銘柄　ｸﾚｰﾝ付ｶｰｺﾞﾄﾗｯｸ	ﾀﾀﾞﾉ他	
		[構成]		
		ｸﾚｰﾝ付ｶｰｺﾞﾄﾗｯｸ		1

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
1	ｸﾚｰﾝ付ｶｰｺﾞﾄﾗｯｸ	（内訳）		
	つづき	TM-ZE505LMH　ｸﾚｰﾝ（1式）（ﾀﾀﾞﾉ）		
		FVZ34UL-TDS　ﾄﾗｯｸ（1台）（いすゞ自動車）		
		標準付属品：		
		ﾕｰｻﾞｰﾏﾆｭｱﾙ（英文、1部）		
		ﾊﾟｰﾂｶﾀﾛｸﾞ（英文、1部）		
		ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ（荷台底部装着済、1個）		
		標準工具（1式）		
		予備品：		
		ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ（車両本体価格の5%相当）		1
2	高所作業車	（仕様）		
	Aerial Platform	用途：橋梁ｹｰﾌﾞﾙ、街路灯の点検、修理		
		形式：ﾄﾗｯｸ搭載式		
		最大作業高さ：29m以上		
		最大作業床高さ：27m以上		
		ﾊﾞｽｹｯﾄ：形式；ﾊﾟｲﾌﾟﾌﾚｰﾑﾀｲﾌﾟ		
		内寸法；W1.2ｘD0.7ｘH0.9m程度		
		材質；ｽﾁｰﾙﾊﾟｲﾌﾟおよび鋼材、または相当材		
		最大積載荷重；200kgまたは2人以上		
		最大作業半径；15.4m以上		
		自動水平装置；油圧式または相当方式（組込済）		
		ｽｲﾝｸﾞ装置；電動ﾓｰﾀｰ駆動式または相当方式		
		ｽｲﾝｸﾞ角度；左95°以上～右100°以上		
		ﾌﾞｰﾑ：		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
2	高所作業車	形式；油圧同時伸縮式4段ﾎﾞｯｸｽﾌﾞｰﾑまたは相当品		
	つづき	伸縮装置；複動式油圧ｼﾘﾝﾀﾞｰまたは相当方式		
		起伏装置；複動式油圧ｼﾘﾝﾀﾞｰ		
		旋回装置；油圧ﾓｰﾀｰ駆動式		
		旋回用減速装置；ｳｫｰﾑｷﾞｱ減速式（ﾎﾞｰﾙﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ支持）		
		長さ；8.1m以下～25.5m以上		
		伸長速度；17.52m／60s以上		
		ﾌﾞｰﾑ上げ速度；－12°以下～80°以上／50s以下		
		旋回角度；360°連続		
		旋回速度；1rpm以上		
		ｱｳﾄﾘｶﾞｰ：形式；油圧式ﾋﾞｰﾑおよびｼﾞｬｯｷ		
		個々で操作・調整可能なこと		
		張出幅；収納時1.94m以上、中間（1）2.8m以上、		
		中間（2）3.6m以上、最大4.37m以上		
		ｱｸｾﾙ装置：操作ﾚﾊﾞｰ連動制御式		
		操作装置：操作ﾚﾊﾞｰまたはｽｲｯﾁにより以下の操作が可能なこと		
		ﾊﾞｽｹｯﾄ部；垂直／水平移動、ﾌﾞｰﾑ旋回／伸縮／起伏、		
		ﾊﾞｽｹｯﾄｽｲﾝｸﾞ、ﾌﾞｰﾑ自動格納、ｴﾝｼﾞﾝ始動、		
		ｱｸｾﾙ、緊急停止、非常用ﾎﾟﾝﾌﾟを含む		
		旋回台部；ﾌﾞｰﾑ旋回／伸縮／起伏、ﾌﾞｰﾑ自動格納、		
		ｱｸｾﾙ、緊急停止、非常用ﾎﾟﾝﾌﾟ、ﾊﾞｽｹｯﾄ水平調整		
		及び下部操作ｽｲｯﾁを含むこと		
		ｱｳﾄﾘｶﾞｰ部；ｱｳﾄﾘｶﾞｰ張出／格納を含むこと		
		制御装置：		
		垂直・水平移動制御装置およびﾌﾞｰﾑ自動格納装置を含むこと		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
2	高所作業車	油圧装置：油圧ﾎﾟﾝﾌﾟ；ｷﾞﾔﾎﾟﾝﾌﾟまたは相当品		
	つづき	作動油ﾀﾝｸ容量；100L程度		
		安全装置：ﾌﾞｰﾑ干渉防止装置、ﾌｯﾄｽｲｯﾁ（安全作業用）、		
		手摺ｶﾞｰﾄﾞ、ﾚﾊﾞｰｶﾞｰﾄﾞ、安全ﾍﾞﾙﾄ用ﾛｰﾌﾟ掛け、		
		ｼﾞｬｯｷｲﾝﾀｰﾛｯｸ装置、ﾌﾞｰﾑｲﾝﾀｰﾛｯｸ装置、油圧安全弁、		
		旋回速度規制装置および各種表示装置を含む		
		その他の装置：水準器、積算計を含むこと		
		架装車両：以下の条件を満たす車両であること		
		駆動方式；4×2		
		ｴﾝｼﾞﾝ；水冷ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ		
		最高出力；129kW（175PS）以上		
		変速機；ﾏﾆｭｱﾙ、前進5段以上／後退1段以上		
		ｽﾃｱﾘﾝｸﾞ；左ﾊﾝﾄﾞﾙ（ﾊﾟﾜｰｱｼｽﾄ付）		
		車両総重量（GVM）；8000kg以上		
		乗車定員；3人程度		
		ﾎｲｰﾙﾍﾞｰｽ；3770mm程度		
		燃料ﾀﾝｸ容量；100L程度		
		PTO；上記能力を満足するﾄﾙｸ／回転数を有すること		
		装備品・付属機器；		
		各架装車両の仕様に準じる		
		（安全ﾍﾞﾙﾄ全席、ﾄﾞｱ／ｻｲﾄﾞﾐﾗｰ、ｴｱｺﾝを含むこと）		
		外寸法：L8700ｘW2330ｘH3900mm以下		
		付属品：		
		ﾕｰｻﾞｰﾏﾆｭｱﾙ（仏語または英文、1部）、ｼﾞｬｯｷﾍﾞｰｽ（1式）、		
		輪止め（1式）、標準工具（1式）、		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
2	高所作業車	架装部・車両部用ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ（車両本体価格の5%程度、1式）		
	つづき			
		（備考）特に指定のない項目についてはｺﾝｺﾞ民主共和国の法規に		
		適合すること		
		参考銘柄 ① 高所作業車	ﾀﾀﾞﾉ他	
		[構成]		
		高所作業車		1
		（内訳）		
		AT-270TG　高所作業装置（1式）（ﾀﾀﾞﾉ）		
		FRR33GLXN16　ﾄﾗｯｸ（1台）（いすゞ自動車）		
		標準付属品：		
		ﾕｰｻﾞｰﾏﾆｭｱﾙ（英文、1部）		
		盤木（ｺﾞﾑ製、1式）		
		輪止め（1式）		
		標準工具（1式）		
		予備品：		
		ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ（車両本体価格の5%相当）		1
		参考銘柄 ② 高所作業車	ｱｲﾁｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ他	
		[構成]		
		高所作業車		1
		（内訳）		
		SK-27A　高所作業装置（1式）（ｱｲﾁｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ）		
		MKB210EHHB　ﾄﾗｯｸ（1台）（UDﾄﾗｯｸｽ）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国　マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
2	高所作業車	標準付属品：		
	つづき	ﾕｰｻﾞｰﾏﾆｭｱﾙ（英文、1部）		
		ｻｰﾋﾞｽﾏﾆｭｱﾙ（英文、1部）		
		ｼﾞｬｯｷﾍﾞｰｽ（1式）		
		輪止め（1式）		
		標準工具（1式）		
		予備品：		
		ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ（車両本体価格の5%相当）		1

H23-200-310

（　20）

(機材仕様書付属書2)

梱包条件書

1　マーキング

　梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク (黒字)

(宛先)

L’organisation pour l’ Equipement de Banana- Kinshasa(OEBK)

(仕向地) Boma

(2)サイド・マーク(赤字)

　COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

2　梱包条件(海送)

　海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

　①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

　②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

　　・重量が500kg未満の場・合は、　JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

　　・重量が500kg以上の場合は、　JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

　③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

　④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。
②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。
③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。
(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及び

JIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。

(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4.その他

車両本体については裸梱包とするが、極力輸送上の機材損傷・劣化がないよう万全の対策を講じること。

以上

（機材仕様書付属書3）

輸送条件書

1　業務内容

（1）　仕向地までの輸送手配

（2）　仕向地における輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（3）　輸出許可取得手続き（必要に応じ）

（4）　通関・船積み書類（B/L　Airway Bill、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（5）　輸出通関手続き（輸出申告者 shipper の名義は受注者 on behalf of JICA とすること）

（6）　危険品がある場合の諸手続き

（7）　貨物保険付保

（8）　経由国を通過するための諸手続き

（9）上記に付随する業務

2　輸送条件

（1）　船積地　日本国内港

（2）　陸揚港　コンゴ民主共和国　ボマ港

（3）　輸送方法　海送

（4）　引渡条件

・仕向港渡し(CIP 契約時)の輸送手配：本邦からコンゴ民主共和国ボマ港まで

・経由地の通関手続き、倉庫保管料、引取料等を含むこと。

（5）　受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア）　船齢は 15 年以下

（イ）　船級を有していること

（ウ）　排水量 1000 トン以上

（6）　途中経由地での積替えは極力避けることとする。ただし、陸揚港への船便事情等やむを得ない理由で積替えをする場合は認めることとする。

（7）　車両の指定倉庫への搬入等の際の自走は認めますが、その場合は、搬入完了時点で品質に問題がないことを保証する確認証明書を提出すること。

3　貨物海上保険

（1）　機材の仕向地までの船積み、海上輸送、保管中の事故に備え、受注者は任意に選定した保険会社のオールリスク条件の保険に加入する。保険人は受注者とする。

（2）　損害発生の場合、受注者は自らの責任で保険求償を行い、代替品納入あるいは修理を行う。

4　支払請求書類

（１）受注者は、船積完了後２営業日以内に、当機構に次の書類を提出すること。

提出書類名	機構提出用
1 請求書	正副各１通
2 納品書	正副各１通
3 納品内訳書	正副各１通
4 輸送書類（英文）	
・船荷証券＊(B/L／Airway Bill)	正３通副４通＊＊＊
・商業送付状＊＊(Invoice)	正１通副６通
・梱包明細書＊＊(Packing List)	正１通副６通
・検量証明書	正１通副６通
・梱包材熱処理証明書など（必要時）	
・原産地証明書（必要時）	
・領事査証（必要時）	
・放射線量検査証明書（英文）	正１通副６通
5 輸送日程報告カード（確定）	正２通副３通
6 下記（５）その他の通り	

＊船積港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する、コンサイニー宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。

＊＊書式は受注者のものを使用する。コンサイニー宛として受注者署名入りとする。

＊＊＊受注者が、うち副１部を保持し現地での迅速な引き取り手続きを支援する。

（２）B/L(Airway Bill)、Invoice、Packing List には以下の文言を記入する。

“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan”

（３）日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

（４）受注者は、船積予定日の７営業日前までに輸送日程報告カード（予定）Shipping Instruction、Invoice、Packing List を提出すること。

（５）本件では以下の書類が必要となる。（全機材に対する証明書を作成すること）

（不要）梱包材熱処理証明書

（不要）原産地証明書

（不要）領事査証

（６）仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を提出すること。

5　留意事項

梱包が不可能な車両本体等機材については、錆などの劣化、その他、輸送時の損傷を防ぐための措置を講ずることとする。